

23. チェコへの入国と滞在・就労

外国人のチェコ共和国への入国および滞在の条件は外国人のチェコでの滞在に関する Act No.326/1999 coll. 改正法に規定されている。

チェコ共和国はシェンゲン条約適用地域となった。2007年12月21日より国境での検問は廃止された。シェンゲン条約適用に伴い、チェコ共和国は国境通過の際の条件を含む全てのシェンゲン条約適用地域内の人の移動に関し共通ルールを適用することとなった。

非EU加盟国

外国人は（EU、スイス、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン以外の）チェコ共和国に滞在するにあたり統一シェンゲンビザを取得せねばならない。チェコ共和国とのビザの廃止協定を締結した国もしくはチェコ共和国当局によりビザの廃止が決定された国（日本、米国）の国民はビザ無しで最長3ヶ月滞在することが出来る。しかしながら、滞在目的が働いて報酬を得ることである場合、外国人はビザを申請する必要がある通常（特に就労目的の場合）労働許可証の申請が必要となる。

予定滞在期間の長さにより、短期ビザもしくは長期ビザいずれかの申請を行うこととなる。外国人は本人が海外のチェコ大使館に出向き必要書類を添えてビザ申請を行う。

チェコ国内での住所登録

滞在許可を取得した全ての外国人はチェコ共和国に入国してから3営業日以内にチェコ国内の住所を所轄外国人警察に報告しなければならない。15歳未満の外国人および本義務を住居提供者の名義で充足する場合はこの限りではない。

シェンゲン統一ビザ

期間90日までの滞在ビザを取得することにより外国人はビザに指定された期間内でチェコ国内に最長90日まで滞在することが出来る。滞在期間は3ヶ月を超えてはならない。ビザの有効期間は最長2年である。（チェコへの予定旅行回数に合わせ定められる。）

90日ビザには以下の種類がある。

- 1) 一回のみの入国ビザ
- 2) 6ヶ月の有効期間内に2回、通算90日許可される。
- 3) 6ヶ月の有効期間内に複数回、通算90日許可される。このビザの場合、出入国の回数に制限は無い。

90日ビザ申請手続きには許可取得まで30日程度かかるが、実際にはそれより短い期間で許可が下りる場合が多い。

長期滞在ビザ（シェンゲン統一ビザには属さず）

90日以上¹の滞在ビザは90日超、最長一年までの外国人滞在者に与えられる。この種のビザはチェコ共和国への入出国を繰り返す外国人に対し許容される。

90日以上²の滞在ビザは単一目的（就労、起業目的、留学、法律関連組織メンバー登録、チェコ人家族、チェコ共和国居住者家族、医療その他）もしくは複数目的（就労+起業目的、就労+留学）に対し発行される。申請書に書き込まれたそれぞれの滞在目的に沿った必要書類を添えて提出しなければならない。

90日超³のビザ申請手続きには許可取得まで90日以上を要するが、実際にはそれより短時間で許可が下りる場合が多い。

労働許可証

外国人が就労目的でチェコ共和国に滞在する場合は、まず就労場所の所轄労働事務所が発行する労働許可証を申請しなければならない。場合によっては会社の顧問弁護士も申請手続きを行う必要がある。

労働許可証の申請手続きは雇用法 (Act on Employment No. 1/1991Coll. Employment Act No. 435/2004Coll改正) に規定されており、以下の2段階で行なう。

- a) 雇用者は外国人雇用許可願(雇用者がチェコ企業である場合)を提出するか契約覚書 (外国企業によりチェコ企業に派遣される被雇用者の場合) を作成する。
- b) 被雇用者は労働許可証を申請する。実際には雇用者が被雇用者から提出された委任状をもとに労働許可証を申請する。

下記の場合、労働許可証は不要：

- 商用でチェコ共和国を訪れる外国人
- チェコ共和国に短期に滞在する外国人 (7 日以上連続もしくは一年間に合計 30 日以上滞在せず役務、組み立て、修理に従事する。)
- 雇用者が他のEU加盟国に居住し、役務の提供の為にチェコ共和国に派遣される外国人
- チェコ共和国に永住権を有する外国人

EU加盟国

EU加盟国国民およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス国民は目的の如何に関わらず、許可証やビザ無しで最長3ヶ月まで自由にチェコ共和国に入国し、滞在できる。その際パスポートもしくは身分証明書の携行で足りる。

チェコ国内での住所登録

チェコ国内に 30 日以上滞在しようとするEU加盟国国民はチェコに入国してから 30 営業日以内に、居住する所轄外国人警察にチェコ国内での住所登録をしなければならない。その家族についても同様な手続きをしなければならない。15 歳以下のEU加盟国民/外国人の場合もしくは住居提供者が本手続きを行う場合はこの限りではない。

一時滞在許可証

EU加盟国国民が一時的に 3ヶ月以上チェコに滞在しようとする場合、一時滞在許可証を申請 (義務ではない) することが出来る。もし、EU加盟国民が一時滞在許可証を所有している場合、その家族は非EU加盟国民であっても一時滞在許可証を申請することが可能である。(もし、家族がビザを必要とする非EU加盟国民である場合、一時滞在許可証を取得する前にチェコに入国するにあたってのビザが必要となる。) 永住許可証を取得する際も同様な手続きが必要となる。

EU加盟国国民家族には配偶者、21 歳以下の子供もしくはEU加盟国民の直系家族あるいはEU加盟国民の所得のない配偶者の直系家族が含まれる。

一時滞在許可証はEU加盟国民がチェコに滞在する為の条件ではないが、特定のケースでは必要とされる場合がある。それらは主にチェコに居住しているということを証明する必要がある場合である。

例えば

- 外為法上不動産の購入に関わるもの
- 自動車登録
- EU加盟国民の家族が非EU加盟国民であり、滞在許可を申請しようとする場合

一時滞在許可証はチェコ国内の外国人警察もしくは在外チェコ領事館/大使館で申請できる。在外チェコ領事館/大使館で行う場合、許可取得までの申請手続きには最長 180 日程度要し、チェコ国内においては最長 60 日程度が必要とされる。

詳細についてはウェブサイトをご参照下さい。